

議案第76号

大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大田原市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大田原市立佐良土小学校及び大田原市立蛭田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。